

海外主要複写権管理機構の概要

名称	設立	権利者数	契約(被許諾)者	デジタル利用許諾	法的基盤等	徴収総額 (2006年度)	分配総額	双務協定
CAL(オーストラリア)	1974年	総計27,615の創作者・著作権者 直接会員10,042(内著作 者6,441、出版者 3,601)	公・私立学校9,623、その他教育機 関(含大学)797、政府機関580、企 業80、団体30、宗教関係426、他	○(コースパック ¹ 、学校のイント ラネット、その他教育目的) 教育部門、政府機関(限定的利 用範囲)、民間・政府機関内のイ ントラネット	慣例法 法定許諾	EUR 64,067,351.11	EUR 80,188,679.25	18
CCC (アメリカ)	1978年	書籍、雑誌、新聞、教 科書、ニュースレター、 ウェブサイト等のテキ ストベースの著作物の 権利者	企業、団体、政府機関、図書館、 調査機関、コピーショップ、文献複 写サービス、大学、学校、個人	○ 営利・非営利会社、大学、学校	法令規定なし 任意許諾契約	EUR 130,046,201.62	EUR 93,463,606.76	23
CFC (フランス)	1984年	344(著作者団体8、書 籍出版者109、雑誌出 版社227)	教育機関、企業、政府機関	○(組織内部資料、教育目的) 民間、政府機関、教育機関	著作権法 強制権利委託 ²	EUR 30,890,000.00	EUR 22,800,000.00	29
CLA (イギリス)	1983年	著作者40,000人 出版者2,000社 ビジュアルアーティスト 25,000人	小中校33,000、大学等教育機関 820、企業6,000、政府機関52、地 方自治体250他(包括契約計 40,994、内複写のみ36,020、複写 とスキヤニング4,974)	○(文献複写・デジタル送信、内 部資料) 企業、政府機関等	著作権法 任意許諾契約 (法的バック アップあり)	EUR 71,051,460.77	EUR 59,795,343.32	27
CLASS(シン ガポール)	1999年	68団体(著作者21、出 版者47)	大学、専門学校、教育省所管の 小・中学校、公立学校等	○教育省所管の大学、短大、中 学等の他、政府系学校	著作権法 法定許諾	EUR 388,781.90	EUR 129,339.12	17
COPY-DAN Writing (デンマーク)	1980年	80,000者(著作者と出 版者)	小・中・高・大・大学校、各種学校、公 共機関、政府機関、私企業、団体 等	○(教育目的) 民間、政府機関、教育機関	拡大集中許諾 ³	EUR 22,794,620.47	EUR 18,785,448.99	26
KOPINOR (ノルウェー)	1980年	22団体(出版者5、著作 者17)	学校(4,000)、大学(60)、国・地方 政府機関、政党、団体、教会、企 業等	○(教材、文献複写送信、蓄積) 図書館、教育機関、企業(内部 利用)等	拡大集中許諾	EUR 20,753,479.67	EUR 17,388,674.60	33
REPROBEL (ベルギー)	1994年	16団体(出版者8、著作 者8)	教育機関、行政機関、公的貸与機 関、一般企業等	×	法定許諾	EUR 21,459,465.00	EUR 12,709,477.00	17
Stichting Reprorecht (オランダ)	1974年	出版者数百、著作者数 千	民間(22万以上)、公共機関(1万 以上)	×	著作権法 法定許諾	EUR 22,339,000.00	EUR 13,224,000.00	21
JRRC (日本)	1991年	著作者12,464人 発行・出版者1,206者	本体契約数: 2,836 含グループ: 5,059	×	著作権等管理 事業法 任意許諾契約	EUR 1,119,673.05 (176,015,963円)	EUR 795,154.06 (137,213,429円)	0

[注釈]

- 1 コースパック: 複数の著作物から複写し、特定の講座において学生の教材用として使われるもので、多くの場合、コースパック製作者が権利者(集中管理機関)の許諾を得て作る。
- 2 強制権利委託: フランスで実施されている方式で、権利者は個別に複写権を行使することはできず、集中管理機構に権利を委託することによってのみ、複写権の行使ができる。
- 3 拡大集中許諾: 北欧諸国における複写権の集中管理方式。集中管理機構が存在している場合、当該機構に、ある分野の著作権団体が権利を委託すれば、その分野における当該団体未加入権利者の複写権も、当該団体によって集中管理が行われる。